

国・県・市町の現状について

1 国の現状

令和7年5月に国が公表した、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」における最終とりまとめにおいては、改革の期間を6年間延長し、令和8年度から13年度を改革実行期間と決めました。

また、部活動の地域展開及び地域クラブ活動の推進等に関する今後の具体的な方策等を検討するため、部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議を設置し、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すものとして、新たに「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を、令和7年12月を目途に策定・公表する予定です。

2 県の現状

令和7年度に県教育委員会が行った調査では、休日の地域展開等を実施する部活動は、運動部全1,416部活動のうち613部活動で、全体の約43%であり、文化部が全321部活動のうち78部活動で、全体の約24%となっています。

※参考:R6 と R7の比較

	年度	連携・展開数/部活動数	連携・展開実施率
運動部	R6 (12月時点)	525/1511	35%
	R7 (8月時点)	613/1416	43%
文化部	R6 (6月時点)	37/315	12%
	R7 (6月時点)	78/321	24%

国の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業について、今年度は、桑名市・菟野町・四日市市・鈴鹿市・伊勢市・志摩市・伊賀市・熊野市・紀宝町の9市町で休日の部活動の地域展開をめざした体制整備が行われています。なお、この地域クラブ活動への移行に向けた実証事業については、国の令和8年度概算要求では、補助事業と示されています。(補助率未定)

国の実証事業の対象外であるが、市町が行う地域展開をめざした取組の支援を行う部活動の地域移行スタートアップ補助事業(県単補助事業)について、今年度は、桑名市・木曾岬町・いなべ市・朝日町・伊勢市の5市町において実施されています。

令和7年2月20日に運用開始した「みえ地域クラブ活動人材バンク」には、265名の指導者が登録(11月25日時点)されており、今後、市町が認めた総合型地域スポーツクラブとのマッチングを進めます。

3 市町の現状

(1)地域展開実施時期の公表の状況(令和7年10月末現在)

市町	公表している実施時期
桑名市	令和8年9月以降
木曾岬町	令和8年度中
いなべ市	令和8年9月
四日市市	令和8年12月
鈴鹿市	令和8年10月
菰野町	令和8年度中
伊賀市	令和8年度中
大紀町	令和5年度(実施済)
鳥羽市	令和9年3月
伊勢市	令和13年までに

(2)部活動指導員の導入状況[運動部23市町・177人、文化部12市町・41人]
(令和7年6月末現在)

桑名市・木曾岬町・いなべ市・東員町・四日市市・菰野町・鈴鹿市・亀山市・津市
 松阪市・多気町・明和町・伊勢市・南伊勢町・鳥羽市・志摩市・伊賀市・名張市
 尾鷲市・紀北町・熊野市・御浜町・紀宝町 (※下線は運動部・文化部ともに任用)

(3)国実証事業の実施状況

市町	概要
桑名市	◎行政主導型地域展開:市が地域クラブ(地域展開を機に設立)に委託 ・ソフトボール、バレーボール、バスケットボール、水泳、陸上競技、卓球が対象種目 ・令和8年9月以降から休日の部活動を地域クラブ活動へ完全移行 ・認定要件あり
四日市市	◎拠点型+総合型クラブ型地域展開 ・競技団体(協会や連盟)など14団体が拠点型で指導 ・総合型地域スポーツクラブ5団体が受入を実施 (楠スポーツクラブ、さんさん、ビバ・橋北、うつべ☆スター、すぽよん) ・令和8年12月から休日の部活動を地域クラブ活動へ完全移行 ・令和7年度より市教委に「みんなのブカツ推進室」を設置
菰野町	◎総合型クラブ型地域展開:元気アップこものスポーツクラブが全部活(文化部含)を受入 ・町内2つの中学校施設を利用 ・令和8年度中から休日の部活動を地域クラブ活動へ完全移行 ・認定要件あり

鈴鹿市	◎行政主導型地域展開:市が地域クラブ(地域展開を機に設立)に委託 ・種目によって受入先が定まっていない状況 ・令和8年10月頃、休日の部活動を地域クラブ活動へ完全移行
伊勢市	◎総合型クラブ型+競技団体連携型地域展開 ・いすずウキウキクラブが野球とサッカー ・競技団体(協会や連盟)が陸上競技とバレーボール ・令和13年までに休日の部活動を地域クラブ活動へ完全移行
志摩市	◎総合型クラブ型地域展開:クラブ志摩(バレーボール、サッカー)
伊賀市	◎行政主導型地域展開:市地域クラブ活動連絡協議会が競技団体(協会や連盟)に委託 ・クラブチームで野球と剣道と陸上競技が活動 ・令和8年度中に完全実施予定 ・認定要件あり
熊野市	◎総合型クラブ型+競技団体連携型地域展開 ・くまの健康スポーツクラブが広域(尾鷲市、御浜町、紀宝町、紀北町)で野球 ・クラブチームで陸上競技と柔道が活動 ・認定要件あり
紀宝町	◎行政主導型地域展開:町が指導者を配置 ・クラブチームで剣道と卓球が活動

(4)地域展開等の進捗状況(令和7年6月末現在)

- ・一部でも地域展開を実施している市町(国実証事業実施含む)・・・24市町
- ・地域連携のみ実施市町・・・5市町
- ・認定要件策定済市町・・・6市町
- ・休日の地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業導入市町・・・19市町

【資料2】

みえ地域クラブ活動人材バンク アカウント付与予定 総合型地域スポーツクラブ
(令和7年11月時点)

	市町名	クラブ名
1	木曾岬町	NPO 法人きそさき AZ クラブ
2	四日市市	内部地区総合型地域スポーツクラブうつべ☆スター
3	四日市市	NPO 法人総合型地域スポーツクラブさんさん
4	四日市市	NPO 法人ビバ・橋北
5	菰野町	NPO 法人元気アップこものスポーツクラブ
6	津市	NPO 法人白山文化・スポーツクラブ
7	津市	NPO 法人あのをスポーツクラブ
8	伊勢市	いすずウキウキクラブ
9	伊勢市	厚生総合型スポーツクラブ
10	度会町	度会スポーツクラブ
11	志摩市	NPO 法人志摩スポーツクラブ
12	志摩市	NPO 法人浜島スポーツクラブ
13	志摩市	NPO 法人いそべスポーツクラブ
14	志摩市	一般社団法人クラブ志摩
15	名張市	一般社団法人百合が丘総合スポーツクラブ
16	名張市	NPO 法人アクティブ名張スポーツクラブ

三重県地域クラブ活動の理念及び認定要件（案）

1 理念について

～ 三重県の地域展開に対する考え方 ～

- 子どもたちが目的や関心に応じて活動を選択でき、主体性を育むことができる学びの場であるとともに、心身の健やかな成長と自立が促され、生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむための土台をつくる場として発展させることをめざす。
- 子どもたちが幅広い世代の人々と豊かに交流することで、地域への愛着を持ち、地域社会を支える人材として成長できる場となるよう、地域全体で関係者が連携して発展させることをめざす。

2 認定要件のモデルについて

～ 各地域クラブが満たすべき要件 ～

- ① 三重県における地域クラブ活動の理念に賛同していること。
- ② 国・県・市町の定める「部活動ガイドライン等」及び「地域クラブの在り方に関する方針等」に準じた活動を行っていること。
- ③ 営利を活動の主たる目的とせず、活動の維持・運営に必要な範囲で、適切な会費を設定していること。
- ④ 公認指導者資格を有している、または市町が基準として示すコンプライアンス研修等を受講している指導者が携わり、生徒の人権を尊重した活動を行っていること。
- ⑤ 生徒の健康、安全を第一に考え、熱中症や落雷等の事故防止に努め、活動中の事故やトラブルに対する責任者が明らかであること。
- ⑥ 団体の規約等に基づいた運営がなされ、公正かつ適正な会計処理を行い、関係者に対する情報開示を適切に行っていること。
- ⑦ 活動状況や年間計画等について、定期的に生徒の在籍校及び市町と情報共有等を行っていること。
- ⑧ 暴力・ハラスメント等の相談窓口を、生徒や保護者へ積極的に周知していること。

三重県地域クラブ活動の理念及び認定要件（案）に対する市町意見等への回答について

理念について	各市町から理念に対する意見等	県教育委員会の回答
子どもたちが目的や関心に応じて選択でき、主体性を育むことができる学びの場であるとともに、心身の健やかな成長と自立が促され、生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむための土台をつくる場として発展させることをめざす。	意見等はありませんでした。	
子どもたちが幅広い世代の人々と豊かに交流することで、地域への愛着を持ち、地域社会を支える人材として成長できる場となるよう、地域全体で関係者が連携して発展させることをめざす。		

認定要件のモデルについて	各市町から認定要件のモデルに対する加筆・修正	県教育委員会の回答
①三重県における地域クラブ活動の理念に賛同していること。	加筆・修正はありませんでした。	
②国・県・市町の定める「部活動ガイドライン等」及び「地域クラブの在り方に関する方針等」に準じた活動を行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・国が示す案において、対象生徒について「広域から生徒を集めることは認められない」とあるが、県として、「広域」の範囲をどのように考えているのか。また、県のガイドライン等改訂にあたり、明記する予定はあるのか。（松阪市） ・現在、本市も含め、一部の市町において「認定要件」が定められていると認識しているが、各市町でその対象区域の統一がなされないと、不都合が生じる懸念がある。（松阪市） ・国の示す案では、あくまで「ガイドライン」における「活動時間や休養日」についてのみ言及である。この点について、「ガイドライン全体」をあえて示す意図は何か。（松阪市） 	<p>→国の示す認定要件案の概要ではご指摘いただいたような記載となっておりますが、「別冊」に示されている「認定要件の具多的な確認事項」には、「競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない」とより詳細な記載がなされており、広域からの参加を一律に認めないとしているわけではありません。</p> <p>→対象区域については、同別冊の「認定に当たっての留意事項」に、「中学校区単位で加入する地域クラブ活動が明確になるように、例えば、単一の中学校区、複数の中学校区、当該市町村の一部などとする考えられる。（中略）十分な参加人数を見込めない場合や生徒のニーズに応じた多種多様な体験の機会を提供する活動の場合等には当該市町村の全域を対象区域として定めることや、複数の市町村が広域連携の取組を進め、複数の市町村を対象区域として定めるなど柔軟に対象区域を定めることも考えられる」や「市町村等が、公立の中学校等の生徒数や生徒のニーズ、活動場所となる施設の状況等の地域の実情を踏まえ、認定する地域クラブ活動の数や競技種目等を定めるとともに、（中略）各地域クラブ活動の参加対象となる生徒の居住する対象区域を定める」との記載がなされています。</p> <p>「広域」の範囲や「対象区域」は競技種目等や地域の実情に応じた検討や調整が必要であり、県として一律の範囲を明記することはなじまないと考えます。</p> <p>→国の示す認定要件案の概要ではご指摘いただいたような記載となっておりますが、「別冊」に示された認定要件としては「ガイドラインに沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること」と示されています。国の記載を踏まえつつ、適切な活動時間や休養日の設定のみならず、目的や方針を含めた「部活動ガイドライン等に準じた活動」と表記させていただきました。</p>
③営利を活動の主たる目的とせず、活動の維持・運営に必要な範囲で、適切な会費を設定していること。	加筆・修正はありませんでした。	
④公認指導者資格を有している、または市町が基準として示すコンプライアンス研修等を受講している指導者が携わり、生徒の人権を尊重した活動を行っていること。	加筆・修正はありませんでした。	
⑤生徒の健康、安全を第一に考え、熱中症や落雷等の事故防止に努め、活動中の事故やトラブルに対する責任者が明らかであること。	加筆・修正はありませんでした。	
⑥団体の規約等に基づいた運営がなされ、公正かつ適正な会計処理を行い、関係者に対する情報開示を適切に行っていること。	加筆・修正はありませんでした。	
⑦活動状況や年間計画等について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等を行っていること。	定期的に生徒の在籍校と定期的に生徒の在籍校及び市町と（菟野町）	→取り入れたいと思います。
⑧暴力・ハラスメント等の相談窓口を、生徒や保護者へ積極的に周知していること。	加筆・修正はありませんでした。	

その他ご質問やご意見	県教育委員会の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・三重県としての地域クラブ活動の理念及び認定要件については、正式に発効した後、市町村における認定にどのように関わるものとなりますか。位置づけを教えてください。（四日市市） ・現在、本市では本年11月～12月をめどに、市の認定取扱要綱を定め、地域クラブ認定を開始する予定で準備を進めています。内容については、第5回部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議資料（添付していただいた資料と同じもの）をもとに作成しています。（四日市市） ・それぞれの認定要件のモデル1つ1つの項目に対して、指導の実施体制確保、安全確保、運営体制確保等、国のイメージ案を基に検討し、具体について示していただきたい。（津市） 	<p>→県の理念は県内の関係団体及び各市町からいただいた意見を基に策定している経緯を踏まえ、本理念を県内地域クラブ活動の理念として位置づけをお願いします。また、県の示す認定要件はモデルであり、市町で認定要件を策定する際の参考としてください。</p> <p>→ご認識のとおり当該資料を基に作成ください。</p> <p>→令和6年度第3回三重県部活動のあり方検討委員会において、県が示す認定要件のモデルは「市町にとって縛りがきつ過ぎず、選択ができる」内容とする旨の発言を踏まえるとともに、国が示す「認定制度（イメージ案）」において「各認定要件を満たしているか否かについては、市町村等が、具体的な確認事項を踏まえ判断する。」との記載されていることから、そちらを参考にご判断をお願いします。</p>

国及び県の「理念」と「認定要件」の対応について

【国】新たなガイドライン骨子 改革の理念・地域クラブ活動の在り方	【県】地域クラブ活動の理念（案）
<p>《改革の理念》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 急激な少子化が進む中でも、<u>将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実</u> ○ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、<u>地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障</u> ○ 障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、<u>全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備</u> <p>《地域クラブ活動の在り方》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域クラブ活動においては、<u>学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要</u> ● 地域クラブ活動の<u>具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。地域の実情等に</u>応じた適切な実施形態等で実施することが重要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>子どもたちが目的や関心に応じて活動を選択でき、主体性を育むことができる学びの場であるとともに、心身の健やかな成長と自立が促され、生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむための土台をつくる場として発展させることをめざす。</u> ○ <u>子どもたちが幅広い世代の人々と豊かに交流することで、地域への愛着を持ち、地域社会を支える人材として成長できる場となるよう、地域全体で関係者が連携して発展させることをめざす。</u>
【国】認定制度（イメージ案）における認定要件	【県】認定要件のモデル（案）
<p>①【活動の目的・理念】学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること</p>	<p>①三重県における地域クラブ活動の理念に賛同していること。</p>
<p>《具体的な確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること ●市町村等が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない ●選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること 	

【国】認定制度（イメージ案）における認定要件	【県】認定要件のモデル（案）
②【活動時間・休養日】スポーツ庁・文化庁が定めるガイドラインに沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること	②国・県・市町の定める「部活動ガイドライン等」及び「地域クラブの在り方に関する方針等」に準じた活動を行っていること。
<p>《具体的な確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週当たり 2 日以上休養日を設け、1 日の活動時間は、長くとも 平日は 2 時間程度、休日は 3 時間程度とし、週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること ●年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会の日程等)や毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を策定し、公表していること 	
③【参加費等】活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること	③営利を活動の主たる目的とせず、活動の維持・運営に必要な範囲で、適切な会費を設定していること。
<p>《具体的な確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること 	
④【指導体制】適切な指導の実施体制が確保されていること	④公認指導者資格を有している、または市町が基準として示すコンプライアンス研修等を受講している指導者が携わり、生徒の人権を尊重した活動を行っていること。
<p>《具体的な確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材(以下「指導人材」という。)が、暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること(日本版DBSの活用含む) ●市町村等が定める研修を受講し、市町村等に登録された指導人材が活動に携わること ●持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が活動に携わること 	

【国】認定制度（イメージ案）における認定要件	【県】認定要件のモデル（案）
<p>⑤【安全確保】適切な安全確保の体制が確保されていること</p>	<p>⑤生徒の健康、安全を第一に考え、熱中症や落雷等の事故防止に努め、活動中の事故やトラブルに対する責任者が明らかであること。</p>
<p>《具体的な確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること ●市町村等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること ●保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと ●参加者及び指導人材が、自身の怪我等を保障する保険や<u>個人賠償責任保険</u>に加入していること 	
<p>⑥【運営体制】適切な運営体制が確保されていること</p>	<p>⑥団体の規約等に基づいた運営がなされ、公正かつ適正な会計処理を行い、関係者に対する情報開示を適切に行っていること。</p>
<p>《具体的な確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域クラブ活動の実施主体等において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること。 また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の目的 ・ 役員(代表、副代表、会計、監事)の選任・解任に関すること ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること ・ 会員の入退会、参加費等に関すること ・ 予算・決算の審議・承認に関すること ●公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること ●営利を主たる目的とせずに運営すること ●大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること 	

けが等の保険や個人賠償責任
保険への加入について要件
モデルとして示すか

【国】認定制度（イメージ案）における認定要件	【県】認定要件のモデル（案）
⑦【学校等との連携】学校等との連携が適切に行われていること	⑦活動状況や年間計画等について、定期的に生徒の在籍校及び市町と情報共有等を行っていること。
<p>《具体的な確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有すること ●生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること ●市町村等が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等(小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等)を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと ●活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教師等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市町村等や学校との必要な連絡調整を行うこと 	
	⑧暴力・ハラスメント等の相談窓口を、生徒や保護者へ積極的に周知していること。

相談窓口の設置について要件モデルとして示すか

新たなガイドラインの策定に向けて更に議論を深めるべき主な論点②-2

生徒の安全確保①（基本的な考え方）



スポーツ庁

- 地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義等を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な活動であり、学校部活動と同様に、事故や、暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む）、いじめなどの不適切行為の防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築することが不可欠。
 - 基本的には、地域クラブ活動に関する認定制度及び指導者の登録制度を通じて安全・安心の確保を図っていくこととなるが、これらの制度を効果的に運用するための環境整備等として、国における指導の手引き等の作成、地方公共団体、地域クラブ活動の運営団体・実施主体等における相談窓口の整備などもあわせて進める必要。
 - また、地方公共団体や地域クラブ活動の運営団体・実施主体等との間で、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確化した上で、発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧に事後対応を行うとともに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行うことが重要。
 - さらに、怪我等への備えとして、生徒及び指導者に対し、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を徹底することも重要。
- ※ 先般のスポーツ基本法改正において、暴力等の防止に関する規定が新設されたことも踏まえながら、国、地方公共団体、関係団体等が一丸となって、必要な対策を進めていく必要。

相談窓口の設置について要件モデルとして示すか

けが等の保険や個人賠償責任保険への加入について要件モデルとして示すか

「部活動改革及び地域クラブ活動の 推進等に関する総合的なガイドライン」

骨子

令和7年10月

スポーツ庁・文化庁

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、**部活動改革及び地域クラブ活動の推進等**に関して、**国としての考え方を示すもの**

※公立中学校等が主な対象（「IV 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念 ※地域クラブ活動の在り方はIIで記載
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
 - (1) 基本的方針
 - (2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）
 - (3) 留意事項

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度
 - (1) 趣旨
 - (2) 想定される認定の効果
 - (3) 認定制度の概要（要件・手続等） ※詳細は別冊
 - (4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
 - (1) 地方公共団体における体制整備
 - (2) 国・都道府県・市区町村・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
 - (3) 生徒が所属する中学校等との連携
 - (4) 民間企業・大学・関係団体との連携
- 2 各種課題への対応
 - (1) 運営団体・実施主体の整備等
 - (2) 指導者の確保・育成
 - (3) 活動場所の確保
 - (4) 活動場所への移動手手段の確保
 - (5) 生徒の安全安心確保
 - (6) 障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等

IV 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - (1) 学校部活動に関する方針の策定等
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導・安全安心の確保
- 3 適切な活動時間・休養日の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - (1) 大会等への参加の引率
 - (2) 大会運営への従事
- 3 生徒の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

VI 関連する制度の在り方

- 1 教師の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む）など

新たなガイドラインの骨子のポイント

改革の理念等

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**
- 障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、**全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備**
- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出**

【中間評価】

改革期間

令和5年度～7年度
「改革推進期間」



令和8年度～10年度
「改革実行期間」 (前期)

令和11年度～13年度
「改革実行期間」 (後期)

取組方針

休日

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す
※現時点で着手していない地方公共団体においても、**前期の間に確実に休日の地域展開等に着手**
(中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進)

平日

各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進 (まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証)

※学校部活動をベースとした地域との連携など、**地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要**

認定制度

競技力向上を主目的としたチームやスクール等との区別や質の担保等のため、**国が定めた要件等に基づき、市町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組み**を構築

【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援 (財政支援、学校施設の優先利用等)、大会・コンクールへの円滑な参加等
【主な要件】 活動時間 (平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内) / 休養日 (週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか) / 低廉な参加費 / 指導体制 (日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等) / 安全確保 / 学校等との連携

地域展開の円滑な推進に当たっての対応

推進体制

国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 民間企業・大学・関係団体等との連携等

各種課題への対応

①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等)
④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理

ニーズ反映・参加促進等

生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等 (体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等) / 生徒のクラブ運営等への参画 (生徒同士の話し合いなど)

部活動の在り方

- 適切な運営のための体制整備 (部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等)
- 適切な指導・安全安心の確保 (暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等)
- 適切な活動時間・休養日の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

大会等の在り方

- 生徒の参加機会確保 (地域クラブ活動等の参加促進等) ● 大会への引率や運営に係る体制整備 (教師以外の関係者の参画促進等)
- 生徒の安全確保 (熱中症対策等) ● 大会等の在り方の見直し (多様なニーズを踏まえた大会の開催等)

関連制度

希望する教師の兼職兼業の円滑化 (中学校教師だけでなく小学校教師 (体育専科等) や高校・特別支援学校の教師等を含む)、教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど

1 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障
- 障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備

2 取組の類型・名称

地域展開	生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること ※①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える、②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をよりの確に表すため、従来の「地域移行」という名称を、「地域展開」に変更
地域連携	学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること

3 改革の方向性

基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等が改革の責任主体となり、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から<u>地域の実情等にあつた望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要</u> ・都道府県においては、<u>広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮し、市区町村に対するきめ細かな支援や地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを実施することが重要</u> ・国においては、<u>改革の進捗状況等を定期的にフォローアップし、その結果に基づき、必要な措置を検討</u>
改革期間	「改革実行期間」（前期：令和8年度～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11年度～13年度）
取組方針	<p>休日：改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す（できるだけ前倒しでの実現が望ましい） ※中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開が困難な場合等には、当面、部活動指導員の配置等を推進 ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手</p> <p>平日：各種課題を解決しつつ更なる改革を推進（まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める） ※前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進</p>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとに部活動を取り巻く状況や地域資源の状況等が異なるため、学校部活動をベースとした地域との連携や、学校施設を拠点とした地域クラブ活動の実施など、<u>地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要</u> ・地理的要因や指導者不足といった事情、地方公共団体の財政事情等に関わらず、全国的に必要な改革を進められるようにすることが重要であり、<u>デジタル技術の効果的な活用、国・都道府県・市区町村の支え合いによる公的支援や国によるきめ細かな伴走支援等が必要</u> ・この改革は、生徒の活動機会の確保・充実のみならず、<u>大人も含めた人々のウェルビーイング向上、地域社会の維持・活性化、健康長寿社会の実現など、多面的な効果が期待されるものであり、幅広い関係者が、そうした認識を共有しつつ一丸となって取組を進めることが重要</u>

1 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要
 <新たな価値の例>
 ①生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、②生徒の個性・得意分野等の尊重、③学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、④地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、⑤適切な指導者による良質な指導、⑥学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。地域の実情等に応じた適切な実施形態等で実施することが重要
 ※地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを目指すもの

2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料を参照

(1) 趣旨

部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチームやスクール等との区別や質の担保等の観点から、国が本ガイドライン（別冊資料）により示す要件及び認定手続等に基づき、市町村等において認定を行う（認定された活動については「認定地域クラブ活動」と呼称） ※当該要件に沿って、市町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす

(2) 想定される認定の効果

- ①生徒・保護者等に対する市町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免等）
- ③希望する教職員の兼職兼業の許可
- ④大会・コンクールへの円滑な参加（交通費・宿泊費の支援、スクールバスの活用、大会参加規程の見直し） など

(3) 認定制度の概要（要件・手続等） ※認定要件の具体的な確認事項等は別冊資料を参照

要件	①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む） / ②適切な活動時間や休養日が設定されていること / ③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること / ④適切な指導の実施体制が確保されていること（日本版DBSの活用を含めた不適切行為の防止徹底等） / ⑤適切な安全確保の体制が確保されていること / ⑥適切な運営体制が確保されていること / ⑦学校等との連携が適切に行われていること ※円滑な実施の観点から、一部の要件については、一定の経過措置を設定（原則として令和8年度末まで）
手続等	・地域クラブ活動の運営団体が、各実施主体の申請書等をとりまとめて市町村等に提出。市町村等は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査の上、認定を実施（認定後も、適切に指導助言等や不正があった場合等の認定取消しを実施） ・認定の有効期間は最長3年間の範囲内で市町村等において設定

(4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

認定されていない地域クラブ活動についても、地域クラブ活動の在り方を踏まえつつ、認定要件に準じて活動を実施することが求められる（特に、休養日・活動時間の設定や、暴言・暴力・ハラスメント等の防止、生徒の安全確保については、適切な対応を徹底）

1 推進体制の整備

(1) 地方公共団体における体制整備

- 地方公共団体において、教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって取組を進めていくことが重要
- 専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要

(2) 国・都道府県・市区町村・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担

国	・地域展開等の推進に向けた全国的な取組方針等を示すとともに、好事例の収集・普及や、地方公共団体に対するきめ細かな支援等を実施 ・周知・広報や民間企業・大学・関係団体等との連携体制構築等を通じて、関係者の理解促進・改革に向けた機運醸成等を実施
都道府県	・広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮し、都道府県全体の改革方針を示すとともに、市区町村に対してきめ細かに支援 ・一つの市区町村では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを実施
市区町村	・改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施 ・特に、地域クラブ活動の位置付け（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展＋新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、運営団体等への支援や指導助言等を丁寧に実施
運営団体・実施主体	・「運営団体」は、各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理業務の中核部分を実施。「実施主体」は、運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施 ※運営団体と実施主体の役割分担の在り方は多様であり、柔軟に連携・協力を行うことが重要

(3) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携

- 地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校等に共有すること。特に、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携を図ること
- 地域クラブ活動での学校施設の活用や希望する教師の兼職兼業等を円滑に行うため、中学校等と必要な連絡調整等を行うこと
- 地域クラブ活動への参加促進等のため、小学校や中学校等と連携しつつ、生徒・保護者にきめ細かな情報提供等を行うこと

(4) 民間企業・大学・関係団体等との連携

改革を円滑に進めるためには、地方公共団体が、民間企業、大学、幅広い関係団体等（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、民間企業、大学、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員等）と連携・協働しながら、一体となって取り組むことが重要

【期待される主な役割】

民間企業	財政的支援、指導者の派遣、施設の貸出し、用具・物品等の提供、運営・管理等に関するノウハウやトレーニングプログラムなどの提供
大学	指導者研修会の実施、大学生指導者の派遣、指導の単位認定、大学施設の貸出し、大学施設を拠点とした集合型の地域クラブ活動の実施
関係団体等	指導者研修会の実施、各競技種目等に関する指導の手引きの作成・普及、専門的指導者の派遣、活動プログラムや自主練習用動画教材等の提供、施設の貸出し、用具・物品等の提供、大会運営等への参画や新たな大会の開催、体験会・イベントの開催

2 各種課題への対応

(1) 運営団体・実施主体の整備等

- 運営に関するサポート体制の整備、運営を担うマネジメント人材の確保・育成
- 組織体制・財政基盤の整備（スポーツ団体がバンスコードへの準拠を含む）
- ICT活用による運営業務の効率化 等

(2) 指導者の確保・育成

- 多様な人材の発掘・マッチング・配置（人材バンクの設置・運用、大学生の活用促進、希望する教職員の兼職兼業等）
- 適切な資質・能力の保障、人材育成（研修会開催、公認指導者資格の取得促進、指導の手引き作成、適切な処遇の確保等） 等

(3) 活動場所の確保

- 学校施設等の有効活用（地方公共団体等による協力等）
- 認定を受けた地域クラブ活動の優先利用・使用料減免等
- 活動場所の管理運営の効率化等（ICT活用、鍵の受渡しの負担軽減、指定管理者制度等の活用、学校施設の複合化等） 等

(4) 活動場所への移動手段の確保

- 既存車両の有効活用（スクールバスやスポーツ団体のマイクロバス等）
- 地域公共交通との連携等（運行ダイヤの見直し検討、利用料への補助、AIオンデマンド交通や公共ライドシェアの活用等）
- 多様な政策分野との連携・協働等（介護・福祉・医療等） 等

(5) 生徒の安全安心確保

- 事故、暴力・暴言等の不適切行為やいじめの防止（指導者・保護者・生徒等への研修等、組織的な体制整備、相談窓口の活用促進等）
- 事故や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化
- 生徒及び指導者の保険への加入（傷害保険＋賠償責任保険） 等

(6) 障害のある生徒の活動機会の確保

- 多様な地域の関係者の参画（障害者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後等デイサービス実施事業者等）
- 新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供
- 障害者対応指導ツール等を活用した指導者の資質・能力の向上 等

3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等

地域展開に当たっては、主役・当事者となる生徒を第一に考え、以下の取組等を通じて、生徒のニーズに合った地域クラブ活動の構築や参加促進等を行うことが重要

①生徒等のニーズの把握・反映	アンケート調査及びその結果に基づく活動の構築、生徒同士で取り組みたい活動等について議論するワークショップの開催
②地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等	小学校高学年や中学生を対象とした体験会の開催、中学校の入学説明会等の機会を活用したオリエンテーションの開催、ポータルサイトやアプリなどによる地域クラブ活動に関する一元的な情報提供、地域の行事等における発表会等の機会
③生徒のクラブ運営等への参画	生徒同士による活動目標等の話し合い、生徒による新入生や小学生向け体験イベントや説明会等の運営、生徒が中学校卒業後もクラブ活動に参加したり、将来的にクラブ運営等に関わる仕組みの構築

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

- 都道府県、学校の設置者、校長は、それぞれ、本ガイドライン等に則り、適切な活動時間・休養日の設定を含めた学校部活動に関する方針を策定
- 校長は、これまでと同様、活動方針、活動計画及び活動実績をHPなどで公表するとともに、随時、活動時間・休養日の遵守状況等を確認

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 部活動指導員等を適切に配置するとともに、生徒数や部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、部活動数の合理化等を実施（学校の実情等に応じて、マルチスポーツ部や総合文化部等としての集約や、複数校での合同部活動の実施等についても検討）
- 部活動指導員は、生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担うこと
- 教師を部活動顧問とする場合には、他の校務分掌や本人の抱える事情等を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰上げ等活動時間を教師の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教師の負担が過度とならないよう十分に留意
- 学校設置者は、文部科学大臣が定める業務量管理・健康確保措置に関する指針に基づき、個々の教師の時間外在校等時間の状況にも留意しつつ、適切に勤務時間管理や業務改善等を実施

2 適切な指導・安全安心の確保

(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

- 指導者・保護者・生徒等への研修等の推進による共通理解の向上、適切な生徒集団づくり、開かれた環境の整備等により、不適切行為の未然防止を徹底
- 事案発生時における迅速な対応及び再発防止の徹底（生徒のケアを最優先、個々の指導者任せにしない組織的な対応等）

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスのとれた生活の確保の観点等を踏まえ、過度な練習等の防止、効率的・効果的な活動の導入等を推進

(3) 競技ごとの指導手引の普及・活用

中央競技団体等が作成した競技ごとの指導手引（練習メニュー、活動スケジュール、効果的な練習方法、安全面の注意事項等）の普及・活用を促進

3 適切な活動時間・休養日の設定

【活動時間】 平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内 【休養日】 週2日以上 【その他】 長期休業中のオフシーズンの設定

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- 性別や障害の有無、得手不得手等を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境を整備（マルチスポーツ、スポーツと文化の融合、レクリエーション活動等を含む）
- 部活動は、全ての生徒が一律に加入すべきものではなく、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意すること

※公立中学校等については休日を中心に地域展開を進めているところ、本章では、地域展開が進むまでの間における休日の部活動等や地域の実情等に
 応じて対応が異なる平日の部活動の在り方を定めるほか、国立・私立の中学校及び高等学校等の部活動の在り方を定める

1 生徒の大会等の参加機会の確保

- 大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動や複数校合同チーム等の参加を更に促進。特に、認定地域クラブ活動については、国の定める要件に基づき、市町村等が認定した公的な活動であり、全国的に円滑な参加に向けた環境を確保する必要
※いわゆる県またぎ・市町村またぎの場合（生徒の所属校と参加する地域クラブ活動が別の都道府県・市町村にある場合）も大会参加が可能となるよう留意
- 大会開催地までの交通費・宿泊費の支援等について、都道府県・市区町村等において学校部活動の参加生徒に対して支援を実施している場合は、地域クラブ活動の参加生徒に対しても同様に支援を実施
- 平日の大会等に参加する生徒の学校の出席・欠席の取扱いを整理（地域クラブ活動から大会等に参加する場合も出席扱いとできることを国として明確化）

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

- 学校部活動における大会等の引率は、部活動指導員や校長が認める外部指導者など、教師以外の者が担うことを原則としつつ、教師が引率を行う場合には、週休日の振替等を適切に実施するなど、教師の負担が過度とならないよう配慮。地域クラブ活動における大会等の引率は、原則として、地域クラブ活動の指導者等が担う
- 上記の対応を促進するため、都道府県・市区町村・大会主催者等において、規程の見直しなどを適切に実施

(2) 大会運営への従事

- 大会の運営について、主催団体の職員による運営や外部委託などにより教師に過度な負担をかけない適切な体制を整えるとともに、地域クラブ活動関係者や保護者、ボランティア等の参画を促進。併せて、大会主催者等において、持続可能で効率的な運営の在り方を検討
- 大会運営の従事者に対して、教育委員会や地域クラブ活動の運営団体等が適切なサービス監督・勤務管理を実施

3 生徒の安全確保

生徒の発達段階や気温・湿度・暑さ指数（WBGT）等の環境を踏まえ、生徒の安全面を最優先に考え、適切な開催時期・場所の設定、運営上の工夫等を実施

4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

- 発育・発達期にある生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、大会主催者間で連携しつつ、大会の在り方を見直し
- 生徒間の交流を主目的とした大会や、競技性に捉われず楽しむことに重点を置いた大会、障害の有無等に関わらず誰もが参加しやすい大会など、多様なニーズを踏まえた大会を開催するとともに、生徒の参加機会の拡大等に資するよう、リーグ戦の導入などの工夫を実施

1 教師の兼職兼業

- 希望する学校の教師等が地域クラブ活動の指導者として活動できるよう、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（令和5年1月 文部科学省）等を参照しながら、兼職兼業の許可の手続の円滑化を図る必要。特に、認定地域クラブ活動については、国の定める要件に基づき、市町村等が認定した公的な活動であり、学校運営に支障がない限り、積極的に許可を行う必要
※国において関係規程等のひな型を作成予定
- 中学校の教師だけでなく、小学校の教師（体育専科教員を含む）、さらには、高等学校・特別支援学校の教師、事務職員など幅広い者が、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことが出来る環境を整備することが重要
- 兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの確認等を適切に実施
- 兼職兼業を行う教師等については、教師等の身分としての服務監督を行う教育委員会等と、地域クラブ活動の指導者の身分としての勤務管理を行う運営団体等が連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど適切な労務管理を実施

2 教師の人事・採用における学校部活動の指導力の評価等

- 都道府県の教育委員会等においては、部活動指導は教師の本来業務ではなく、教師以外が積極的に参画すべき業務であることを踏まえ、教師の採用や人事配置において部活動指導に係る能力や意欲、実績等を過度に評価することのないよう十分に留意すること
- また、初任者研修等に十分な時間を確保することが求められる新規採用の教師や、育児や介護等の事情を抱える教師に配慮する観点から、部活動指導に関する取扱いを明確化すること

3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

- 学校部活動と地域クラブ活動で、入学者選抜における取扱いに差異が生じることのないように十分に留意すること
- 学校部活動・地域クラブ活動の評価の有無・方法・観点等については、入学者選抜実施要領や各高等学校のHPなどにおいて分かりやすく示すこと
- 学校部活動・地域クラブ活動に参加していないことや、途中で退部したこと、他の活動に移ったことなどのみをもって不利に取り扱うことは適切でないこと
- 調査書の記載に当たっては、活動歴や大会成績だけでなく、活動からうかがうことのできる生徒の長所、個性や意欲、能力に言及するなど、記載を工夫することが望ましいと考えられること。こうした生徒の長所等については、生徒による自己評価資料や、面接や小論文などの方法を用い、入試全体を通じて多面的に評価していくことも考えられること

※学習指導要領における取扱いについては、実行会議の最終とりまとめの内容も踏まえつつ、今後、スポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告予定

県ガイドライン策定に係る作業スケジュール(予定)

R7 12月	国ガイドライン公表
12月～	県ガイドライン概要及び素案作成
R8 1月	第3回部活動のあり方検討委員会 県ガイドライン概要について提案
3月	議会にて 県ガイドライン概要について報告
6月	令和8年度第1回部活動のあり方検討委員会 県ガイドライン中間案について提案
	議会にて 県ガイドライン中間案について報告
7月～8月	パブリックコメント
9月	令和8年度第2回部活動のあり方検討委員会 県ガイドライン最終案について提案
	議会にて 県ガイドライン最終案について報告
	ホームページにて公表 関係各所へ発出